

【規律委員会】2024年3月14日付け決定

- 1 懲罰対象者
U15 クラブ指導者
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2024年3月14日（事務総長が懲罰を決定した日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
審判員に対する執拗な非難、抗議及び侮辱行為